

理財特別情報（第十六號）

（昭和二十一年五月二十二日）

理財部

石橋湛山氏の「經濟政策」

目次

第一 財政金融政策の前提——日本經濟の現状把握……………一頁

一、現下に於ける通貨膨脹の意義……………三頁

第二 金融政策……………三頁

一、現在の政策を遂行すれば經濟界の破綻は必至……………三頁

二、唯一の匡救策は生産の増加である……………三頁

三、具体的金融政策……………三頁

第三 財政政策……………三頁

一、現下財政政策の指回目標……………三頁

二、豫算……………三頁

三、税……………三頁

四、歳入増加の根本方針……………三頁

五、國債元利の處分……………三頁









石橋湛山氏の經濟政策

第一、財政金融政策の前提―日本經濟の現状把握

一、現下に於ける通貨膨脹の意義

通貨膨脹は必ずしも一時的原因に由來するものではない。即通貨膨脹は直ちにインフレを意味せぬ。

(一) 終戦後の通貨膨脹の諸原因は一時的乃至有限である。それは戦時中乃至終戦直後のインフレの影である。インフレによる通貨膨脹ではない。即ち

(1) インフレは財政的の總體的な通貨の増發を前提とするが、(イ) 終戦による臨軍費の消滅

(ロ) 軍需工業に対する大規模なる銀行信用創造の消滅に依り通貨増發の原動力は消滅してゐる。

(2) 通貨膨脹の一因としての復員者、解雇工員の手持金は有限でありそれは間もなく枯蕩すべき性質のものである。

(3) 軍需工場の急激な清算による通貨膨脹は一時的性質のものである。



(4) 戦時利得税、財産税の脱税的換物運動は主として預金引出

に依存したが預金の限度は即ち該運動の限界である。

(5) 自由販賣に於ける商品取引の爲の通貨需要は經濟的必要に  
基くもので、それは通貨の一方的増加を意味しない。

(二) 通貨の回轉速度は戦時中よりむしろ低下してゐる。

(1) 農村向けに流出せる通貨の本流は退蔵に依り通貨の回轉か  
ら絶縁されてゐる。

(2) 通貨は消費者より生産者へ主として一方的に流れて居り、  
回流が稀薄であるから通貨の回轉速度は増大せぬ。

(三) 終戦後の物價騰貴の諸原因もインフレによる物價騰貴の原因  
とは異なる。

(1) 統制撤廢の時期選擇の誤謬（品不足の季節及年末）

(2) 米の凶作、輸送事情悪化、黙認自由販賣による大商店等の  
販賣手控

(3) 解放された需要の一時的殺到

(4) 購買力の過剰—戦時中及終戦直後のインフレの影であり、  
この暴發インフレによる物價騰貴は極限に達してゐる。



第三 金融政策

(四) 故に現下の通貨膨脹は昂進性を有せぬ。逆にデフレであり金融恐慌である。その理由は

(1) インフレは信用の膨脹であり信用の膨脹は必ずしも預貯金の膨脹を生ずる。而も失業はなく好流を呈す。

(2) 戦時中不健全に膨脹せる諸會社は金融難にあへぎ、失業は充満し生産は起らない。

(3) 預貯金は減る一方であり新預金は集らない。

一 現在の政策を遂行すれば經濟界の破綻は必至である。

(一) 現在の通貨膨脹は前述せる如くインフレによる通貨膨脹にあらずして、金融恐慌の爲の通貨膨脹である。

(二) 緊急措置は金融機關の破綻の時期を延滞したに過ぎぬ。

(1) 金融措置による預金封鎖は恐慌による取付けよりの金融機關の救済策であつた。

(2) しかし金融恐慌である以上、預金は減る一方であり、新預金



は集らない。

(5) かかる状況下に預金の引出制限を強化し物價の制限をすれば恐慌を激化するのみである。

事業會社は困窮し生産は減じ失業者は充満し、政治的、思想的にも混亂に陥る。即ち

(1) 事業會社は賃金の値上等で支出はかまわ

(2) 金融的には封鎖、貸出制限等で困窮し

(3) 生産を減すのには價格の制限その他の隘路がある

(4) 従つてストツク品を賣り喰ひしてゐるにすぎない

二 かかる事態の唯一の拯救策は生産の増加であり、フルエムプロイメントへの政策である。

三 かくて金融政策は次の如くである。

一 新収入の封鎖廢止

(1) 新収入は何らかの生産を行つた事に對する報酬であるから封鎖する必要はない

(2) 封鎖廢止は生産活動を開始させる大きな手である

二 貸出制限の解除



(1) 貸出は必ずしも生産の伴ふものでなければならぬが金融機關自身は自分を保護する爲にはまうしななければならぬから、貸出は無制限にすべきである。

(2) 日本銀行の商業手形優遇も之を伴はずしては殆んど無意味である。

㊦労働創造手形

(1) 今日我が國では國債や地方債の發行は甚だ困難である。

(2) 戦前都市の復興事業の如きには、新様な手形を流通せしめる事が良策である。

㊧封鎖預金の處理

(1) 他に収入のない者の封鎖預金は引出期限を緩和する。

(2) 全体として現在の封鎖預金は出来れば直ちに解除したい。しかし之は他の色々な問題との關聯に於て決定しなければならぬから暫く留保して後に別に定めるがよい。

㊨金融機關の整理

(1) 金融機關を健全にする事が人心を安定し經濟の再建の爲の重要な要件である。

(2) この爲には現在金融機關に滞つてゐる不良貸付の處分が必要である。



第三 財政政策

一、現下財政政策の指向目標

(一) 景氣恢復（リフレーション）政策の採用

(二) 完全雇傭

二、豫算

現下は小景氣時代であるから膨脹財政に依り景氣恢復策を講ぜね

(3) 不良貸付の中爾家補償と見合ふものは、興業銀行に移して一括整理する。

(4) 従つて軍需補償も右の整理が終る迄延期する。

六、金利の引上

(1) 今日の場合に於ては資本蓄積が必要である。

(2) この爲には預金利率を大幅に引上げる事が必要である。

(3) 貸出の利率も引上げる。資金の節約が行はれる。

(4) 今後發行する國債や社債の利率も引上げる。

(5) 既發の國債等に就ては暫く現状の儘としてその處置を考へる。



ばならぬ。

(1) 一般會計は赤字を出してはならない。

(2) 特別會計

財源を國債、労働創造手形に求め、強力に復興事業と完全雇傭實現に邁進せしむる。

(3) 總算として豫算は膨脹する。

### 三 税 制

(1) 一般方策

(a) 生産促進を主要目標とする。

(b) 物品税等を思ひ切り簡素化する。

(c) 所得税の軽減、免稅點の引上げを行ふ。

(2) 租稅證券の發行

(a) 在貨は増稅の代りに稅の先取りを行ひ、先取り分に對し利子を拂ふものである。

(b) 發行方法は納稅者に交付する。

(c) 市場性を與へる。



収入増加の根本方針

(一) 積極的方針

生産増強、國民所得の増加に置く

(二) 消極的方針

無理な増税を回避し生産の阻碍を防止する。

五 國債元利の處分

(一) 國債の破棄若くは利子低減は之等の大口引受者たる金融者たる金融機關、保險業者を破産せしめる。

(二) 然るときは預金者、契約者を保護すべき方策を講ぜねばならぬ。

(三) 預金者契約者の救済策を講ずれば國債破棄乃至利下げの政策的効果は事實上相殺される。

(四) 故に該問題は尙今後の検討に待つ。

六 戦時利得税と財産税

(一) 戦時利得税

(1) 原則として實施すべきである。



(2) 但し現在案は相當の修正を要する。  
① 財産税

(1) 廢止か若くは免稅點を十分に引上げる。  
(2) 兩税に對して租稅證券を利用することも考へられる。  
(3) 税の用途

(1) 公債の償還に充當すべきである。

(2) 復興資金は別途調達に依つ。

七 補助金、價格差補給金

(1) 原則として全廢する、これにより財政負擔を軽減する。  
(2) 食品、日用品等止むを得ざるもののみ一せ限り價格差補給金を出す。

八 失業對策費

(1) 不要である直接救済としては經濟的に無意味である。  
(2) 失業對策費の目的とする所は復興事業の進展に依り迂回的に達成せられる。

九 リフレーション政策の採用



- 一 景氣恢復はインフレ抑止に依つては不可能である。
- 二 完全雇傭は復讐事業の進展に俟つべきでありデフレ政策に依つてはこれは不可能である。
- 三 故にリフレーション政策でなければならぬ。



第四 其の他の經濟政策

一 生産復興政策

(一) 一切の統制の撤廢

(1) 生産を興すためには、割別價格の凸凹が大きな阻害因であるから、總ての價格を自然に安定させる事が第一の要件である。  
(2) 従つて生産、販賣、價格等に對する一切の統制及び制限を撤廢する。

(3) 若し生活必需品が余り高くて、社會的に問題となればこの問題に對しては後述の如き別途の處置を講ずる。

(二) 特殊重要品の増産策

(1) 食糧、石炭、肥料、鐵鋼、セメント等の特に重要な少數の物資に對しては政府が特別の増産對策を講ずる。

(2) 食糧に就いては水産物の増産に努力する。

(三) 第二會社の設立又は國家借上經營の強調

(1) 國家の補償、今後の賠償問題等が未解決のために經營困難な事業に就いては所謂第二會社の設立を奨励する。



(2) 第二會社でいけない場合は國家借上經營の方法を取る。

(3) 而して此等に必要な立法を速かに行ふ。

(四) 國家補償の延期と被補償會社の精査

(1) 補償にあらず、漏密な研究の後、合理的解決を計る。

(2) 前項の方法で生差を促し過去の債權債務は補償をうけない現

状のままて清算させる。

(3) 金融機關に對する債務は前述の如く興業銀行に於て一括整理

する。

(五) 根本的産業政策

(1) 三ヶ年乃至五ヶ年の産業計畫を擬立する

(2) 立地條件 國土計畫を充分考慮する

(3) 産業計畫省を設けし十分の権限を與へる

ニ、労働政策

(一) 労働監督委員會の設立

(1) 國家は各工場及び會社等に労働双方から選出する委員を以て組織する経営協議會を設けせしめる。



(2) 産業別の地方及び全圖協議會も設置する。  
 (3) 勞資の協調に依る經營の合理化、生産の増強、賃金の協議を行ふ。

(4) 資本家と勞働者は分業の原則に基き相互に立場を尊重する。

(三) 争議調停法の制定

(1) 生産管理は社會的混亂の前兆であるから避けねばならぬ。

(2) 而してこの調停法に依り罷業とか工場封鎖又は生産管理を調停する。

(四) 勞力奉仕隊の結成

(1) 失業者及び外地よりの歸還者等で職のない者を適材適所主義

に依り勞力奉仕隊に結成する。

(2) 之を國民再教育の一機關とする。

(五) 賃金俸給の調節

(1) 放任して自然の調節に委す。

(2) 自然的調節には或る期間を要するのでこの間に起る問題に對

しては

(1) 先づ經營協議會で協調する。

(2) 地方別に賃金委員會(各地方に)を組織し、企業者及び中立者並びに地方議からの委員より成るものに依り各地方毎に適切な賃金水準を決定して決定する。



三 被災地復興策

(一) 復興計畫の急速實施

(1) 復興省を設置する

(2) 産業振興の爲急速に實施する

(3) 必要なれば交附公債を以つて土地を一括買上げる。

(4) 勞力等には前述の勞力奉仕隊を利用する。

(二) 鐵筋鐵骨コンクリート建築

(1) 現在の不況な木造バラックをやめる。

(2) 國家が努力すれば木造と異らない價格で出來うる。

(三) 復興金融

(1) 勞働創造手形（前述）の如きものを利用する

(2) 復興事業は同時に産業振興策なる使命を有するものである

から其の觀點から然る可く其の進行を調節する。

四 民主安定策

(一) 食料品及日用品等の廉賣



(2) 統制徹底により一時的に價格が騰貴し、消費者を苦しめるかもしれないから之に對し必要な食糧及び日用品を政府又は都市が自由價格にて購入し、之を廉賣する。この損失は國家が負擔する。

(3) 出來れば廉賣の對象を眞の生活困窮者に限定する。

(4) これは財政上より一時的とする。

(5) 他方に於て賃銀及び輕給と物價との調節を圖り、廉賣といふ不自然な訂策を可成速かに切り上げる。

(二) 恩給停止等に對する處置

(1) 恩給停止及軍需株、外地株等の所有者で困窮せる者に對しては適宜救済策を講ずる。

### 三 貿易政策

(一) 殊かに國際貿易に参加しうる種凡ゆる手段を講ずる。

(二) 現在の食糧等の見返り物資として古美術品等を輸出する。

(三) 將來輸出しうる見込みのあるものは何等かの機關を設けて國家で買上げておく。

(四) クレジットの獲得に努力する。